

センターだより



阿南市青少年健全育成センター No.169 (令和4年度 春号)

令和4年4月20日

4 令和3年度いじめ状況調査まとめ

いじめ状況調査

(単位：件)

		いじめ 認知件数	解消して いる	解消に向けて 取組中(支援中)
R2年度	小学校	111	83	28
	中学校	49	37	12
R3年度	小学校	155	108	47
	中学校	51	42	9

阿南市教育委員会は毎年3回のいじめ状況調査を実施しています。

令和3年度はいじめの認知件数が増加しています。子どもたちの日常が戻りつつあり、集団活動も増えているためかと思われます。

子どもたちは、いじめ事案を自分から先生に相談したりアンケート調査に書いて知らせたりできていることが伺われます。それによって、学校はいじめを早期に発見することができ組織的な対応で、ほぼ早期に解消することができているようです。また、友だちからの訴えによりいじめの発見も増えており、「みんなでいじめをなくしていこう」とする仲間意識や集団意識が育っていると考えられます。

5 「18歳成人年齢」が始まりました

令和4年4月1日から18歳が「成人年齢」として施行になりました。成人年齢の引き下げでできること・できないことはなんでしょうか。

(1) 18歳でできること

親の同意無しで、

- 1人で契約を行えるようになる。

クレジットカードの作成、携帯電話の契約、車の購入、ローンを組む、アパートの契約等

- ほかにも、

10年のパスポートの取得、国家資格(公認会計士、司法書士)取得、医師(医師については6年間学ぶ必要がある大学の医学部を修了しないと国家試験を受験できないため、現実的には18歳で資格を得るのは難しいとされています。)

(日本と外国、両方の国籍を持っている人の)国籍選択(性同一性障害の人の)性別変更の申し立て

裁判員の選任(令和4年の候補者にはすでに通知が発送されているため実際に18歳以上の人が選ばれるようになるのは令和5年以降だということです)

婚姻可能年齢が、男女共に18歳になる

(2) 20歳までできないこと

成人年齢が引き下げられても、これまで20歳になったら認められてきたことが、すべて18歳でできるようになるわけではありません。

飲酒や喫煙、競馬や競輪など4つの公営ギャンブルはこれまで通り、20歳未満は禁止されます。国民年金に加入義務

(3) 一番心配なトラブル

- ① アルバイトを探しているうちに有料出会い系サイトに誘導され利用料金を請求された。
- ② 通販で購入したとき「初回千円」といいながら、実際には複数回の購入契約で数万円支払うことになった。
- ③ 成年に達した友人に頼んで、ローン契約を結んだ。(名義貸し)
- ④ 高校生同士で決めて結婚する。(親・教師がやめさせられない)
- ⑤ 生徒が勝手に退学する。(自分一人で決定できる)

これまで適用対象であった18歳以上20歳未満の者に「未成年者取消権」の規定が、適用されなくなります。

(4) 「特定少年」(改正少年法)

18・19歳の者は、成長途上にあり、罪を犯した場合にも適切な教育や処遇による更生が期待できます。そのため、今回の改正では、18・19歳の者も「特定少年」として引き続き少年法の適用対象とし保護されますが、子どもと大人の間のような位置づけで、17歳以下とは一部異なる取り扱いも設けられています。

例えば、原則として家庭裁判所から検察に送り返す「逆送」と呼ばれる手続きの対象事件が拡大され、起訴されると実名や顔写真などを報道することも可能となっています。4月8日、甲府市の殺人放火事件で、甲府地検は殺人などの罪で19歳の被告を起訴し、改正少年法施行後初めて氏名が公表され、実際に、ニュースでも顔写真が報道されました。

6 ご相談ください

★ いじめ相談 ★

専用電話：24-8341
相談曜日：平日
相談時間：9:00~16:00

★ なやみごと相談 ★

専用電話：28-7830
相談曜日：平日
相談時間：9:00~16:00

1 ごあいさつ

所長 富永 悟

この度の定期人事異動により、青少年健全育成センターでお世話になることになりました。不慣れな私にとりましては、ご迷惑をおかけすることが多々あるかと存じます。新しい職員を迎え新体制のもと、職員一同よりいっそう精励いたす所存でございますので、当センターの活動に対しまして、関係者の皆様方のご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2 センター新メンバー紹介

新年度になり、当センターも新メンバーを迎えました。

本年度もよろしくお願いたします。

(転出) お世話になりました	(転入) よろしくお願いたします
所 長 浅野 晋一(5年)	所 長 富 永 悟
副 所 長 西野 陽一(3年)	副 所 長 近 藤 幸 博
いじめ対策チーム班長 天羽 俊裕(4年)	いじめ対策チーム班長 湯 浅 和 彦
以上3名が退職されました	指 導 員 遠 藤 直 人
事 務 員 吉田浩子(新幹生以外)	事 務 員 武 内 道 代
(継続)	
指 導 員 → 副 所 長 近 藤 幸 博	学校教育課課長補佐 成 松 美 紀
生徒指導主事 土 井 正 史	

3 令和3年度の不審者情報まとめ

I 件数と行為別状況

行為別	対象者				合 計
	小学生	中学生	高校生	その他	
声 かけ	4 (7/8)				4 (7/8)
盗 撮	3 (2/10)				3 (2/10)
尾行・つきまとい	2 (2/3)	3 (2/4)	1 (1/1)		6 (5/8)
暴行・連れ去り未遂					
露 出		1 (0/1)			1 (0/1)
痴漢・接触	2 (2/2)				2 (2/2)
お ど し					
そ の 他	1 (1/1)	2 (1/2)			3 (2/3)
合 計	12 (14/24)	6 (3/7)	1 (1/1)		19件 (18/32)
校種割合(女子率)	6.3%(58%)	3.2%(43%)	5%(100%)		(女子内数/被害者総数)

II 月別件数

月	対象者												合 計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
件数	2	2	4	3	0	2	1	1	0	1	1	2	19件 (18/32)
発生率	10%	10%	24%	16%		10%	5%	5%		5%	5%	10%	

1 総数 19件。昨年度よりも約2倍の増加がみられる。

2 内訳 最も多かったのが「尾行・つきまとい」6件で、次が「声かけ」4件、「盗撮」3件。「接触」が2件、「露出」1件になっている。また、「その他」が3件だった。

「接触」が2件あり、「実際に腕をつかまれる」事案も発生している。「尾行・つきまとい」の6件も加味すると少し重篤な傾向が出てきている。

3 発生時期は、4月から7月に増加(約60%)している状況がみられる。特に6月が2年連続最多。

4 発生時間帯は、「午後」13件(70%)「下校時」が11件(約60%)。15:00~16:30が最も多い。

5 校種別は、「小学校」63%、「中学校」32%、「高校」5%である。中学生の6件も近年では多い。そして中学男子の遭遇率の高さも特徴的である。7人中4人が男子であった。ある男子は、不審者に追いかけられた時「不審者です」と、叫んでいる。勇気と対応力がすばらしい実践でした。

6 男女比は、全体的には「女子」が60%、「男子」が40%の遭遇。

7 遭遇時の人数は「1人」のときが13件で約70%である。

8 まとめ

不審者情報は、年間を通してほぼ万遍なく寄せられている状況であるが、中でも4~7月にかけて、特に6月に小学校高学年児童が一人で下校中の15:00~16:30の時間帯に不審者と遭遇する傾向が高いです。要注意です。